名取市登録業者に対する指名停止基準

(令和2年3月30日名取市告示第50号)

(趣旨)

第1条 この基準は、名取市契約規則(平成 20 年名取市規則第 12 号。 以下「契約規則」という。)第3条及び第 20 条の規定により競争入札に 参加する資格を有すると認められた者(以下「登録業者」という。)に対す る指名停止に関し必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

- 第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 工事執行者等 名取市建設工事執行規則(昭和 54 年名取市規則第 5 号)第2条第4号に定める工事執行者及び契約規則第2号第2号に定める契約執行者をいう。
 - (2) 市発注工事等 市が発注する建設工事及び設計・コンサルティング業務等(以下「建設関連業務」という。)で、市が委託し発注したものを含む。
 - (3) 市発注業務 市が発注する全ての業務(物品調達を含む)をいう。
 - (4) 業務 個人の私生活上の行為以外の登録業者の業務全般をいう。
 - (5) 代表役員等 登録業者である個人、法人の代表権を有する役員 (代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。)、専務取 締役以上である者及び代表権のない取締役会長、取締役副会長、 取締役社長、取締役副社長、理事長等をいう。
 - (6) 一般役員等 代表役員等以外の代表権を有しない役員等で会計参与、監査役、執行役員、常務取締役及び取締役等並びに支店長、営業所長等をいう。
 - (7) 使用人 代表役員等及び一般役員等以外の者をいう。
 - (8) 公共機関の職員 刑法(明治40年法律第145号)第7条第1項 に定める国又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従 事する議員及び委員その他の職員並びに特別法上公務員とみなさ れる者をいう。
 - (9) 暴力団、暴力団員及び収賄罪の暴力的不法行為等 暴力団員 による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第 2条各号に規定されたものをいう。

(10) 暴力団関係者 暴力団及び暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりをもつ者又は、集団的若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者をいう。

(指名停止)

- 第3条 市長は、登録業者が別表1及び別表2の各項(以下「別表各項」という。)に掲げる措置要件のいずれかに該当する事実を認知したときは、情状に応じて別表各項に定めるところにより期間を定め、当該登録業者について指名停止を行うものとする。
- 2 市長が指名停止を行ったときは、工事執行者等は、当該指名停止に係る登録業者(以下「指名停止業者」という。)を競争入札に参加させ、 又は指名してはならない。
- 3 工事執行者等は、指名停止業者を現に競争入札に参加させ、又は 指名しているときは、落札決定前にあっては入札を無効とし、又は指名 を取り消すものとする。
- 4 工事執行者等は、落札決定した登録業者が契約締結前に指名停止 となった場合は、当該契約を締結しないものとする。
- 5 指名停止の開始日は、市長が定める日とする。
- 6 指名停止の期間は、事案ごとに3年を超えることができない。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

- 第4条 市長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、 当該指名停止について責めを負うべき登録業者である下請負人があ ることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指 名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ 行うものとする。
- 2 市長は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の登録業者である構成員について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。ただし、共同企業体の構成員の責任体制が、協定書で区分されている分担型の共同企業体(いわゆる乙型共同企業体)で明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる構成員についてはこの限りでない。
- 3 市長は、指名停止業者を構成員に含む共同企業体について、当該 指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を 併せ行うものとする。

4 前条第2項から第6項までの規定は、第1項から第3項までの規定により指名停止を行ったときに準用するものとする。

(指名停止の期間の特例等)

- 第5条 登録業者が一の事案により別表各項の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに措置したと想定した場合の期間の うち最も長いものをもって、指名停止の期間とする。
- 2 登録業者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合の指名 停止の期間は、該当しなかったと想定した場合の期間に、それぞれ別 表各項に定める短期を加算した期間とする。
 - (1) 別表 1各 項 又 は別表 2各 項 の措置要件に係る指名停止の期間 の満了後 1年を経過するまでの間(指名停止の期間中を含む。)に、 それぞれ別表 1各 項 又 は別表 2各 項 の措置要件に該当することとなったとき。
 - (2) 別表2第1項から第8項までの措置要件に係る指名停止の期間 の満了後3年を経過するまでの間に、同表第1項から第8項までの 措置要件に該当することとなったとき(前号に掲げる場合を除く。)。
- 3 市長は、登録業者について、情状酌量すべき特別な事由があると認める場合には、当該特別の事由がなかったと想定した場合の指名停止の期間の2分の1の期間まで短縮することができる。この場合において、1か月の2分の1の期間は15日とする。
- 4 市長は、登録業者について、極めて悪質な事由があった場合、又は極めて重大な結果を生じさせた場合には、当該悪質な事由又は重大な結果がなかったと想定した場合の指名停止の期間の2倍の期間まで延長することができる。
- 5 市長は、指名停止業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、第3項及び第4項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。
- 6 市長は、指名停止期間が満了した登録業者について、極めて悪質な事由が明らかとなったときは、当初の指名停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の指名停止期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができる。
- 7 市長は、登録業者が、過去に登録業者でない時点において、別表各項の措置要件に該当した場合、又は措置要件に該当する行為が、過去に登録業者であった期間のものであることが明らとなったときは、当該措置要件により想定される指名停止の期間の範囲内において、新たに

登録業者となった時点から指名停止を行うことができる。

- 8 市長は、指名停止業者が、当該事案について責めを負わないことが 明らかとなったと認めたときは、当該登録業者について指名停止を解 除するものとする。
- 9 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)に規定する課徴金減免制度が適用された場合(課徴金減免申請を行い、公正取引委員会から独占禁止法第7条の2第15項の規定による通知がなされた場合を含む。)であって、その事実が公表されたときの指名停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。
- 10 本市に対し、市発注工事等に係る次の各号の全てを満たす談合等に係る情報を提供したことが有力な手掛かりとなり、登録業者が別表2第4項又は第6項に該当するに至ったものと市長が認める場合においては、当該情報提供者が属する登録業者に限り、指名停止の期間を当該市長の承認がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。ただし、情報提供者が属する登録業者が談合を強要するなど主導的に談合等に関わっていた場合は、この限りではない。
 - (1) 公知の情報でない新たな情報であること。
 - (2) 談合等の事実を裏付ける客観的な証拠となり得る情報が提供されていること。
 - (3) 公正取引委員会や警察等による調査が公知となっている事案に 係る情報でないこと。

(指名停止の承継)

- 第6条 指名停止業者から、合併、会社分割、又は営業譲渡等の組織 変更により、当該指名停止業者の業務を承継した登録業者は、当該 指名停止の措置を承継するものとする。
- 2 指名停止措置要件に該当する行為後に、合併、会社分割、又は営業譲渡等により組織変更となった場合は、当該行為を行った業務を 承継した登録業者に、指名停止を行うものとする。

(事故等の報告)

第7条 工事執行者等は、事故が発生したときは、速やかに工事事故発生報告書(様式第1号)により、名取市工事請負業者等指名選定委員会規則(昭和51年名取市規則第7号)に基づき設置された工事請負業者等指名選定委員会(以下「指名委員会」という。)の委員長(以下「指名委員長」という。)に報告しなければならない。

2 工事執行者等は、前項のほか、別表各項のいずれかに該当する場合 又は該当するおそれがあると認められる場合は、指名停止措置要件 発生報告書(別記様式第1号の2)により、指名委員長に報告しなけ ればならない。

(指名停止の通知)

- 第8条 市長は、第3条第1項及び第4条第1項から第3項の規定により 指名停止を行い、第5条第5項の規定により指名停止の期間を変更 し、同条第6項若しくは第7項の規定により指名停止を新たに行い、又 は同条第8項の規定により指名停止を解除したときは、登録業者に対 し工事等指名停止決定通知書(様式第2号)又は工事等指名停止 変更決定通知書(様式第3号)、工事等指名停止解除決定通知書 (様式第4号)により、指名委員長及び建設工事を所掌する課(所)長 に通知するとともに、工事等指名停止通知書(様式第5号)又は工事 等指名停止変更通知書(様式第6号)、工事等指名停止解除通知 書(様式第7号)により当該登録業者に対し通知するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において必要があると認めるときは、改善措置について報告を求めることができる。 (随意契約の相手方の制限)
- 第9条 工事執行者等は、指名停止業者を随意契約の相手方としては ならない。ただし、大規模災害時の応急復旧工事(当該指名停止業 者を排除することが、応急復旧に遅れを生じさせ、より大きな公益を阻 害するなど極めて緊急性が高い場合に限る。以下同じ。)や当該指名 停止業者にしかできない特殊な技術等を要する場合等、真にやむを得 ない事由があり、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りでない。 (下請負等の禁止)
- 第10条 工事執行者等は、指名停止業者が、工事執行者等の契約に係る工事等を下請負し、又は受託することを承認してはならない。ただし、大規模災害時の応急復旧工事や当該指名停止業者にしかできない特殊な技術等を要する場合等、真にやむを得ない事由があり、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

- 第 1 1 条 市 長 は、指 名 停 止 の 措 置 までには至らない 事 案 で、必 要 が あると認 めるときは、当 該 登 録 業 者 に対し、書 面 により警告 を行うことができる。
 - (工事請負等に関する以外の登録業者の指名停止)

第12条 工事請負に係る登録業者以外の登録業者に対する指名停止 については、この基準を準用する。

(苦情処理)

- 第13条 市長から第3条第1項若しくは第4条第1項から第3項までの 規定による指名停止、第5条第5項の規定による指名停止の期間の 変更、同条第6項若しくは第7項の規定による新たな指名停止、又は 前条の規定による書面での警告を受けた登録業者は、当該措置に対 して苦情申立てを行うことができる。
- 3 市長は、第1項の措置を講じた登録業者に対して、当該措置について 苦情申立てができる旨を教示するものとする。

(指名委員会への付議)

第14条 市長は、第3条第1項及び第4条第1項から第3項までの規定により指名停止を行い、第5条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、同条第6項若しくは第7項の規定により指名停止を新たに行うとき、同条第8項の規定により指名停止を解除しようとするとき、第9条ただし書の規定により随意契約の相手方として承認しようとするとき又は第10条ただし書の規定により下請負いし、若しくは受託することを承認しようとするときは、指名委員会の議に付すものとする。ただし、災害時の応急復旧工事等の特別な事由により、指名委員会を開くことができない場合は、この限りでない。

(指名停止の公表)

第15条 市長は、3条第1項及び第4条第1項から第3項までの規定により指名停止を行い、第5条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は同条第6項若しくは第7項の規定により指名停止を新たに行った場合は、当該登録業者名等について公表するものとする。

(その他)

第 16条 この基 準 に定 めのない事 項 については、市 長 が別 に定 める。

附則

(施行期日等)

- 1 この告示は、令和 2 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。 (経過措置)
- 2 改正後の名取市登録業者に対する指名停止基準の適用については施行日以後に起きた措置要件について適用することとし、同日前に起きた措置要件については、なお従前の例による。

別表 1 (粗維工事及び事故等)	#0 88
措置要件	期間
(虚偽記載等)	
1 市発注の入札手続及び入札参加登録において、次の各号に	
該 当し、工 事 等 の契 約 の相 手 方として不 適 当 であると認 められる	
とき。	
(1) 市発注工事等の契約に係る競争入札において、入札参加	1か月以上9か月以内
資格確認申請書、入札参加資格確認申請書資料その他の	
契約前の調査資料又は本市と締結した契約に係る低入札	
価格の工事等において、履行確認回答書その他関係資料	
に虚偽の記載をし、工事等の契約の相手方として不適当で	
あると認められるとき。	
(2) 市の入札参加登録に当たり、虚偽の記載により登録業者	24 か月
となったとき。	
(過失による粗雑工事等)	
2 市発注工事等の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にし	
たと認められる場合において、次の各号に該当し、契約の内容	
に適 合しないもの(以 下「契 約 不 適 合 」という。)となったとき(契	
約 不 適 合 の程 度 が軽 微 であると認 められるときを除く。)。	
(1) 修補が不可能なとき。	5か月以上9か月以内
(2) 完成検査で不合格とされ修補を要したとき、又は引渡し(部	2か月以上6か月以内
分引渡しを含む。)後に契約不適合が判明し、工事執行者	
から契約不適合責任に基づく修補請求若しくは損害賠償請	
求を受けたとき。	
(3) 施工中に、契約不適合が判明したとき。	1か月以上3か月以内
3 本市以外の公共機関が発注した一般工事等(施工現場が県	1か月以上3か月以内
内のものに限る。)の施工に当たり、過失により工事等を粗雑に	
した場合において、契約不適合の程度が重大であると認められ	
るとき。	
(故意による粗雑工事等)	
4 市発注工事等の施工に当たり、故意に工事等を粗雑にしたと	24 か月
認められるとき。	
(工事成績不良)	
5 本市発注工事の施工又は契約の履行において、名取市工事	3か月
成績作成要領による工事成績調書の考査点が59点以下のと	
き。	

措置要件	期間
(契約違反等)	
6 市発注工事等の施工にあたり、次の各号に該当し、工事等の	
契 約 の相 手 方 として不 適 当 であると認 められるとき。	
(1) 受注者の事由により契約解除になったとき。	7 か月以上 12 か月以内
(2) 関係法令に抵触する事実が判明したとき。	4 か月以上 12 か月以内
(3) 履行遅延となったとき。	4 か月以上 6 か月以内
(4) 名取市入札契約に係る暴力団等排除要綱(平成20年名	4 か月以上 6 か月以内
取市告示第121号)第9条第4項に該当したとき。	
(5) その他、契約違反行為が判明したとき。	1 か月以上 6 か月以内
(契約不締結)	
7 市発注工事等において、落札決定したにもかかわらず、工事等	3 か月以上 9 か月以内
の契 約を締 結しなかったとき。	
(再度の警告)	
8 市発注工事等において、書面による警告を受けた日から1年を	1か月
経過 するまでの間に、警告 すべき事由 が発生したとき。	
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)	
9 市発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切で	
あったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損	
害 (軽 微 なものを除く。)を与 えたと認 められるとき。	
(1)受注者若しくは工事関係者が逮捕され、逮捕を経ないで公	2か月以上9か月以内
訴を提起され、又は送検されたとき。	
(2)(1)以外のとき。	1か月以上6か月以内
10 県内における工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不	1か月以上3か月以内
適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又	
は損害を与えた場合において、受注者若しくは工事関係者が逮	
捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)	
11 市発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切で	
あったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせ、次の	
各号に該当したとき。	
(1) 受注者若しくは工事関係者が逮捕され、逮捕を経ないで公	1か月以上5か月以内
訴を提起され、又は送検されたとき。	
(2) (1)以外のとき。	1か月以上3か月以内
12 県内における工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不	1か月以上2か月以内
適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさ	
せた場合において、受注者若しくは工事関係者が逮捕され、又	
は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	

ガ 衣 Z (暗 照 及 ひ か 正 1) 為 等) 措 置 要 件	期間
(贈賄))A) [H]
`** ***	
の職員を含む。)及び名取市議会議員に対して行った贈賄の容	
疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	
(1) 代表役員等	22 か月以上 24 か月以内
(2) 一般役員等	19 か月以上 21 か月以内
(3) 使用人	12 か月以上 18 か月以内
2次の各号に掲げる者が、県内の公共機関の職員に対して行っ	
た贈 賄 の容 疑 により逮 捕され、又 は逮 捕を経 ないで公 訴 を提 起	
されたとき。	
(1) 代表役員等	18 か月以上 20 か月以内
(2) 一般役員等	15 か月以上 17 か月以内
(3)使用人	8 か月以上 14 か月以内
3次の各号に掲げる者が、県外の公共機関の職員に対して行っ	
た贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起	
されたとき。	
(1) 代表役員等	14 か月以上 16 か月以内
(2) 一般役員等	11 か月以上 13 か月以内
(3) 使用人	4 か月以上 10 か月以内
(独占禁止法違反行為)	
4 次の各号において、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違	
反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められる	
とき	
(1)市発注業務	16 か月以上 24 か月以内
(2) 県内の業務	12 か月以上 20 か月以内
(3) 県外の業務	8 か月以上 16 か月以内
5 次の各号において、独占禁止法第19条に違反し、工事等の	
契 約 の相 手 方 として不 適 当 であると認 められるとき。	
(1) 市発注業務	6 か月以上 8 か月以内
(2) 県内の業務	4 か月以上 6 か月以内
(3) 県外の業務	2 か月以上 4 か月以内

措置要件	期間
(公契約関係競売等妨害等)	
6 次の各号に掲げる者が、市発注業務において、公契約関係競	
売等妨害(刑法第96条の6第1項に該当する場合)若しくは談	
合(刑法第96条の6第2項に該当する場合)又は入札談合等	
関 与 行 為 の排 除 及 び防 止 並 びに職 員 による入 札 等 の公 正 を	
害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号。	
以下「入札談合等関与行為防止法」という。)違反の容疑によ	
り逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき	
(1) 代表役員等	24 か月
(2) 一般役員等	20 か月
(3) 使用人	16 か月
└──	
売等妨害若しくは談合又は入札談合等関与行為防止法違反	
の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された	
とき。	
	20 か月
(2) 一般役員等	16 か月
(3)使用人	12 か月
8次の各号に掲げる者が、県外の業務において、公契約関係競	
売 等 妨 害 若 しくは談 合 又 は入 札 談 合 等 関 与 行 為 防 止 法 違 反	
の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された	
とき。	
(1)代表役員等	16 か月
(2) 一般役員等	12 か月
(3) 使用人	8 か月
(建設業法違反行為)	
9次の各号において、登録業者である個人若しくは使用人又は	
登録業者である法人若しくはその法人の代表役員等、一般役	
員 等 若しくは使 用 人 が建 設 業 法 (昭 和 24年 法 律 第 100号)違	
反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起され	
たとき。	
(1) 市発注工事	 1 か月以上 14 か月以内
(2) 県内の工事	1 か月以上 12 か月以内
(3) 県外の工事	1 か月以上 10 か月以内

	期間
10次の各号において、建設業法に違反し、監督処分がなされた	
とき(市発注工事以外に係る指示処分は除く。)。	
 	 1 か月以上 12 か月以内
(2) 県内の工事	2 か月以上 8 か月以内
(3) 県外の工事	1 か月以上 5 か月以内
(廃棄物処理法違反行為)	
11 次の各号において、登録業者である個人若しくはその使用人	
又は登録業者である法人若しくはその法人の代表役員等、一	
般役員等若しくは使用人が廃棄物の処理及び清掃に関する法	
律(昭和45年法律第137号)違反の容疑により逮捕され、又	
は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	
(1) 市発注業務	12 か月以上 24 か月以内
(2) 県内の業務	6 か月以上 18 か月以内
(3) 県外の業務	1 か月以上 12 か月以内
(暴力的不法行為等)	
12次の各号のいずれかに該当し、工事等の契約の相手方として	
不 適 当 であると認 められるとき。	
(1) 代表役員等若しくは一般役員等が暴力団員であると認め	24 か月
られるとき、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認	
められるとき。	
(2)登録業者(使用人が、登録業者のために行った行為は、登	24 か月
録業者の行為とみなす。以下同じ。)、代表役員等若しくは一	
般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図	
り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団及び暴	
カ団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)の威	
力 を利 用したと認 められるとき。	
(3)登録業者である個人、又は登録業者である法人若しくはそ	24 か月
の法人の代表役員等、一般役員等が、暴力団等又は暴力	
団 等 が経 営 若しくは運 営 に関 与していると認 められる法 人 等	
に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的	
に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められ	
るとき。	
(4)登録業者である個人、又は登録業者である法人若しくはそ	24 か月
の法人の代表役員等、一般役員等が、暴力団等と社会的	
に非難される関係を有していると認められるとき。	

	期間
(5)登録業者である個人、又は登録業者である法人若しくはそ	24 か月
の法人の代表役員等、一般役員等が、暴力団等であること	
を知りながら、これと取引し、又は不当に利用していると認め	
られるとき。	
(6) 代表役員等、一般役員等若しくは使用人が、業務に関して	6 か月以上 12 か月以内
暴力的不法行為等を行ったと認められるとき。	
(不正又は不誠実な行為)	
13 別表1及び前各項に掲げる場合のほか、登録業者である個人	
若しくはその使用人又は登録業者である法人若しくはその法人	
の代表役員等、一般役員等若しくは使用人が、次の各号に該	
当する不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適	
当であると認められるとき。	
(1)業務に関して法令違反(他の措置要件に該当する場合を	1 か月以上 12 か月以内
除 く。)の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を	
提起されたとき。	
(2) 建設工事及び建設関連業務に関して法令に違反し、所管	1 か月以上 12 か月以内
行 政庁から行政処分を受けたとき(第11項に掲げる場合を	
除く 。)。	
(3) その他、業務に関して不正又は不誠実な行為が認められる	1 か月以上 6 か月以内
とき。	
14 別表1及び前各項に掲げる場合のほか、代表役員等又は一	1 か月以上 6 か月以内
般役員等が、禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を	
提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金	
刑を宣告され、工事等の契約の相手方として不適当であると認	
められるとき。	